

戸籍・附票の写し・身分証明書等請求書（郵便請求用）

（あて先）井原市長

令和 年 月 日

① 請求者（あなた）

住 所				
氏 名				
生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	電話番号	※日中に連絡のとれる番号をご記入ください。 () - ()	
戸籍に記載されている人との続柄	必要な人の名前 ☐ 本人 ☐ () の夫・妻 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ その他 ()			

ここには何も記入しないでください

※ 請求者の本人確認ができる書類（運転免許証、保険証など）のコピーが必要です。

※ 手書きで記入される場合は押印は不要です。

② だれの証明が必要ですか

本 籍	岡山県井原市	町	番地
筆 頭 者 (戸籍のはじめに書いてある人)	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生		
個人・抄本・一部・身分証明書を 請求のとき必要な人の名	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生		

③ 何が必要ですか

戸 籍	全 部（謄本）	通	戸籍の附票	☐ 全部 ☐ 個人 ※いずれかにチェックしてください。		通
	個人（抄本）・一部	通		※必要な場合はチェックしてください ☐ 戸籍の表示 ☐ 在外選挙人等 ☐ 住民票コード		
除籍・改製原戸籍	全部・謄本	通	身分証明書	通	独身証明書	通
	個人・抄本・一部	通	受理証明書 (届)		通	
使用目的						

戸籍・附票の種類がわからない場合はこちらに記入してください。

※戸籍の附票の場合は、何年前のどこからどこまでの住所地が必要か詳しく記入してください。

(必要な人の名前)

(必要な内容)

が記載された

の (いつから) 出生 婚姻 転籍 () から

(いつまで) 婚姻 死亡 現在 () まで の

戸籍 ・ 附票

各 通

最近戸籍の届をされた場合はこちらに記入してください。

() 届を (月 日) に (役所 ・ 役場) へ提出

※ 偽りその他不正な手段により交付を受けた時は、罰せられることがあります。（戸籍法第133条）

④ 請求者が代理人の場合は、請求を依頼した人の委任状が必要です。

身分証明書は本人からの請求に限ります。（代理人からの請求は委任状が必要です。）

⑤ 請求者と請求対象者との関係が確認できる戸籍などが必要な場合があります。

⑥ 返信先は現住所（住民登録しているところ）または身分証明書に記載されている住所に限ります。

●郵便での戸籍謄本等の取り寄せ要領について

戸(除)籍謄抄本、附票、身分証明書等は、本籍地で発行します。
本籍地の市区町村役場へ行くことが困難な場合は、下記の要領で郵便にて取り寄せることができます。

- ① **戸籍・附票の写し・身分証明書等請求書(郵便請求用)**に必要事項を記入してください。
※ 内容確認することがありますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。
※ 代理人による請求の場合は、委任状が必要です。
- ② **手数料**を同封してください。
戸籍謄抄本 1通450円
除籍(改製原戸籍)謄抄本 1通750円
戸籍附票 1通300円
身分証明書 1通300円
独身証明書 1通300円
※ 手数料は、ゆうちょ銀行の定額小為替でお願いします(為替には何も記入しないでください)。
- ③ **返信用封筒**を同封してください。
※ 返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。
(返信先は住民登録している現住所または身分証明書に記載されている住所に限ります)
- ④ **身分証明書の写し**を同封してください。
【例】・運転免許証、住基カード(写真つき)、マイナンバーカードなど官公署が発行し、本人の顔写真が添付されたもの(パスポートは不可)
・健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など法律の規定により交付された書類
※ いずれの写しも添付いただけない場合は事前にご相談ください。
- ⑤ ①②③④を同封し、本籍地の市区町村役場の戸籍係にご請求ください。
(それぞれの市区町村によって異なる場合がありますので、他市区町村への請求は 内容をお確かめの上、ご請求ください。)

井原市へ請求の場合はこちらへ送付ください□

《送付先》□
〒715-8601
岡山県井原市井原町311番地1
井原市役所 市民課 戸籍住民係 宛
TEL 0866-62-9513

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記入について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記入してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記入してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記入してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記入してください。
 2. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
 3. 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
 4. 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
 5. 本人確認書類について
請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
 6. 権限確認書類について
請求者が、請求者の代理人である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。
 7. 押印の要否について
請求書には、請求者の署名または記名押印が必要です。
 8. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。
- ※ご不明な点があれば、おたずねください。